

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定について

※本資料の内容は、現時点の国が公表等している情報を基に作成しています。
詳細については、国が示す報酬告示・留意事項通知・Q A等をご確認ください。

令和8年3月
岐阜県障害福祉課

内 容

1. 処遇改善加算の拡充

(対象:全サービス)

2. 就労移行支援体制加算の見直し

(対象:生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援(A・B型))

3. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

(対象:就労継続支援B型)

4. 応急的な報酬単価の特例

(対象:就労継続支援B型・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス)



1. 処遇改善加算の拡充

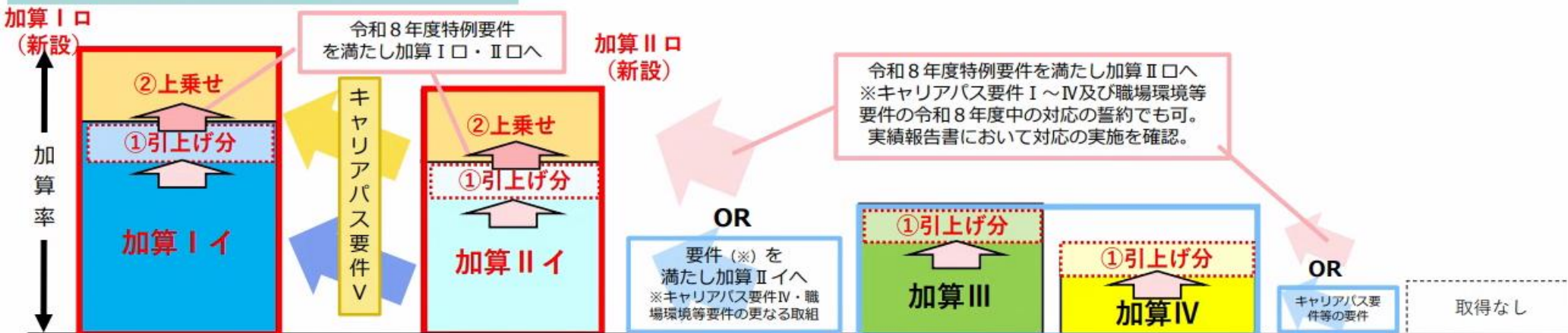


1(1) 処遇改善加算の拡充①

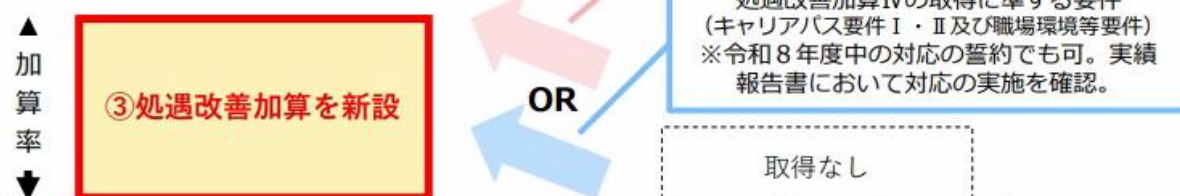
概要

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する。
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置
- 具体的には以下の措置を講じる(併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる)。【告示改正・令和8年6月施行】
 - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
 - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
 - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援)



注) 令和8年度特例要件
：ア・イのいずれか及びウを満たすこと
ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上(⑱⑲必須)
イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
ウ) 加算Ⅱロ相当の加算額の1/2以上を月給賃金で配分
(※) ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約でも可。
実績報告書において対応の実施を確認。

1(1) 処遇改善加算の拡充②

単位数

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
居宅介護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
重度訪問介護	37.2%	38.2%	35.7%	36.7%	30.2%	24.8%
同行援護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
行動援護	41.1%	42.1%	39.6%	40.6%	34.1%	27.7%
重度障害者等包括支援生活介護	25.2%	26.2%			19.1%	16.7%
施設入所支援	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
短期入所	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
療養介護	16.4%	17.1%	16.2%	16.9%	14.3%	12.6%
自立訓練（機能訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
自立訓練（生活訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
就労選択支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労移行支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労継続支援 A 型	10.8%	11.2%	10.6%	11.0%	9.1%	7.5%
就労継続支援 B 型	10.5%	10.9%	10.3%	10.7%	8.8%	7.4%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
就労定着支援	11.5%	11.9%			9.8%	8.1%
自立生活援助	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
共同生活援助（介護サービス包括型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	22.7%	23.3%	22.4%	23.0%	20.8%	16.8%
児童発達支援	15.2%	15.8%	14.9%	15.5%	13.9%	11.7%
医療型児童発達支援	19.7%	20.3%	19.4%	20.0%	18.4%	15.0%
放課後等デイサービス	15.5%	16.1%	15.2%	15.8%	14.2%	11.9%
居宅訪問型児童発達支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
保育所等訪問支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
福祉型障害児入所施設	30.5%	32.0%	30.1%	31.6%	26.2%	23.5%
医療型障害児入所施設	28.5%	30.0%	28.1%	29.6%	24.2%	22.1%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算（新設）
計画相談支援	5.1%
地域相談支援（地域移行支援）	5.1%
地域相談支援（地域定着支援）	5.1%
障害児相談支援	5.1%

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の常勤換算職員数に基づき設定。

1(1) 処遇改善加算の拡充③

算定要件等	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 （職場環境等要件）		○（※1）	○（※1）	◎（※2・3）	◎（※2・3）
昇給の仕組み （キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額460万円 （キャリアパス要件Ⅳ）				○（※3）	○（※3）
経験・技能のある介護職員 （キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和8年度特例要件 → 生産性向上や協働化の取組（※4）

↓

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は
令和8年度中の対応の誓約で可

加算Ⅰ・Ⅱを取得した
事業者の福祉・介護職員分の
加算率を上乗せ

注) 新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能 ※加算Ⅳに準ずる要件は令和8年度中の対応の誓約で可

- (※1) a.区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上） + b.全体から8以上（*）
- (※2) c.区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上・㊸必須） + d.全体から14以上（*）
- (※3) d又はe.キャリアパス要件Ⅳ（*）のいずれかを満たしていれば可
- (※4) 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと
 - ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上（㊸㊹必須）（*）
 - イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
 - ウ) 加算Ⅱ相当の加算額の2分の1以上を月給賃金で配分（*）
- (*) b・d・e・ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

1. 令和8年度からの算定要件見直し事項

見直し事項等	見直し内容
<p>加算Ⅰ・Ⅱに追加される要件</p> <p>右の①又は②のいずれかを満たすこと</p>	<p><u>①キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件）</u> 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額が年額460万円以上であること。 （現行：440万円 → 改正後：460万円）</p> <p><u>②職場環境等要件</u> 区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上・⑱は必須）の取組を実施し、合計14以上の取組を実施すること。 （現行：合計13以上 → 改正後：合計14個以上）</p>
<p>加算Ⅲ・Ⅳに追加される要件</p>	<p><u>職場環境等要件</u> 区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）の取組を実施し、合計8以上の取組を実施すること。 （現行：合計7以上 → 改正後：合計8個以上）</p>

2. 令和8年度特例要件

<p>右のア・イのいずれか及びウを満たすこと</p>	<p>ア 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上（⑱⑳必須）</p>
	<p>イ 社会福祉連携推進法人に所属していること</p>
	<p>ウ 加算Ⅱロ相当の加算額の2分の1以上を月給賃金で配分</p>

※ 上記1・2(イを除く)については、処遇改善計画書提出時は、令和8年度中の対応の誓約で可。
 実績報告書提出時に確認し、未対応が確認された場合は加算額の一部又は全部を返還。

R 8 特例要件

A

C

B

現行の処遇改善加算の対象サービス

加算Ⅰ口
(新設)

加算率



令和8年度特例要件を
満たし加算Ⅰ口・Ⅱ口へ

キャリアパス要件V



加算Ⅱ口
(新設)

令和8年度特例要件を満たし加算Ⅱ口へ
※キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等
要件の令和8年度中の対応の誓約でも可。
実績報告書において対応の実施を確認。

OR

要件(*)を
満たし加算Ⅱイへ
※キャリアパス要件Ⅳ・職
場環境等要件の更なる取組



OR

キャリアパス要件等の要件

取得なし

新たに処遇改善加算の対象となるサービス (計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援)

▲
加算率
▼



令和8年度特例要件

処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件
(キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件)
※令和8年度中の対応の誓約でも可。実績
報告書において対応の実施を確認。

OR

取得なし

注) 令和8年度特例要件
: ア・イのいずれか及びウを満たすこと
ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上
(⑱⑳必須)
イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の1/2以上を月給賃金で配分
(*) ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可。
実績報告書において対応の実施を確認。

(参考) 職場環境等要件 (令和8年度)

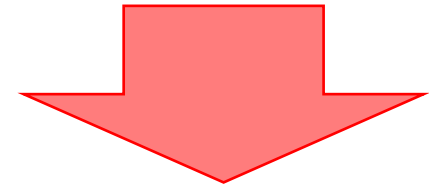
- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ : 以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上 (生産性向上は2つ以上) + 全体から8
- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ : 以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上 (生産性向上は3つ以上うち⑯は必須) + 全体から14

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 (採用の実績でも可) ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター (仕事やメンタル面のサポート等をする担当者) 制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標 (例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得) を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ⑱現場の課題の見える化 (課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等) を実施している ⑲5S活動 (業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの) 等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑業務支援ソフト (記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末 (タブレット端末、スマートフォン端末等) の導入 ㉒介護ロボット (見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等) 又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器 (ビジネスチャットツール含む) の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ㉖地域社会への参加・包容 (インクルージョン) の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

※加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める。

令和8年度処遇改善計画書等の提出期限について

	提出書類	提出方法	提出期限(原則)
①	処遇改善計画書 (様式2-1, 2-2) 特別事情届出書 (必要な場合のみ)	オンライン申請フォーム	算定を開始する月の 前々月の末日まで
②	体制届出書・総括表	郵送	算定を開始する月の 前月15日まで



令和8年4・5月分を申請する事業者


令和7年度から継続して処遇改善加算を申請する事業者(加算区分を変更する場合を含む。)
令和8年4月又は5月から新たに処遇改善加算を申請する事業者

→ 令和8年6月以降の処遇改善計画とあわせて、**令和8年4月15日(水)**までに①②を提出
(加算区分に変更がない場合は、②の提出は不要です)

令和8年6月から新規に加算を申請する事業者

提出書類①（処遇改善計画書・特別事情届出書）
提出書類②（体制届出書・総括表）

令和8年6月15日(月)までに提出
令和8年5月15日(金)までに提出



岐阜県 Gifu Prefecture

ふりがな表示 やさしいにほんご 音声読み上げ
Foreign language AA 文字サイズ・色変更

分類からさがす 目的からさがす カレンダーからさがす 組織からさがす 検索してさがす

くらし・防災 環境 子ども・女性 医療・福祉 産業・農林水産 労働・観光 社会基盤 まちづくり 教育・文化 スポーツ・青少年 県政情報

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [障害福祉課](#) > 【障がい福祉】福祉・介護職員等処遇改善加算等について

【障がい福祉】福祉・介護職員等処遇改善加算等について

記事ID：0215005 2025年10月7日更新 [障害福祉課](#) [印刷ページ表示](#) [大きな文字で印刷ページ表示](#)

福祉・介護職員等処遇改善加算について

福祉・介護職員等処遇改善加算に係る計画書及び実績報告の提出方法及び提出様式を下記のとおり掲載しておりますので、各事業者におかれましてはその内容についてご確認ください。



【注意】 処遇改善計画書等の提出先について

指定権者	事業所所在地	提出先	サービス
県	岐阜圏域	岐阜地域福祉事務所 (OKBふれあい会館内)	全サービス (計画相談・障害児相談を除く)
	西濃・中濃・東濃・飛騨圏域	県庁 障害福祉課	
岐阜市	岐阜市	岐阜市役所 障がい福祉課	全サービス (障害児入所施設を除く)
市町村	県内市町村(岐阜市除く)	各市町村 担当課	計画相談・障害児相談

※ 提出先が県以外の事業所は、各指定権者に提出先や提出期限を確認してください。

複数の事業所を運営している場合の提出先について

例	事業所所在地(サービス)	指定権者	提出先
1	大垣市 (就労継続支援A型)	県(障害福祉課)	県庁 障害福祉課
	瑞穂市 (放課後等デイサービス)	県(岐阜地域福祉事務所)	

※ 指定権者が県障害福祉課と県岐阜地域福祉事務所の両者の場合は、県庁障害福祉課に提出

2	岐阜市 (就労継続支援A型)	岐阜市	岐阜市 障がい福祉課
	大垣市 (放課後等デイサービス)	県(障害福祉課)	県庁 障害福祉課

3	大垣市 (障害児相談支援)	大垣市	大垣市 担当課
	瑞穂市 (生活介護)	県(岐阜地域福祉事務所)	岐阜地域福祉事務所

※ それぞれの指定権者(市、県庁障害福祉課、岐阜地域福祉事務所)に提出

(参考) 障害福祉分野における協働化等の取組について

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

↑ [ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [障害者福祉](#) > 障害福祉分野における生産性向上・手続負担軽減

障害福祉分野における協働化等

障害福祉サービス事業所等については、小規模事業所の割合が高いため、経営の効率化・安定化を図る観点から、他の事業所との連携等の協働化の推進が求められています。

小規模事業所における協働化の事例

令和6年度及び7年度に実施したモデル事業において、小規模事業所等が協働で人材確保や経営基盤の強化に取り組むことで、創意工夫を生かした効果的・効率的な取組が可能となった事例を紹介します。

- PDF [障害福祉分野における小規模事業所の協働化の事例 \[2.2MB\]](#) 

(参考) 介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化の進め方ガイドライン

「介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化等の進め方ガイドライン」について、障害福祉分野における取組の参考として紹介します。

- PDF [介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化の進め方ガイドライン \[2.3MB\]](#) 
概要資料はPDF [こちら \[1000KB\]](#) 

2. 就労移行支援体制加算の見直し



2(1)就労移行支援体制加算の見直し

概要

【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している(就労移行支援体制加算)。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。
- 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和8年4月施行】

算定要件等

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
- また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

※ 令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

(参考) 就労移行支援体制加算

- ・ 一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算
- ・ 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算
- ・ この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可(都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る)としている(R6報酬改定)

3. 就労継続支援B型の基本報酬 区分の基準の見直し



2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

概要

【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額算定方式の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
 - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の算定方法の見直し(令和6年度報酬改定)

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

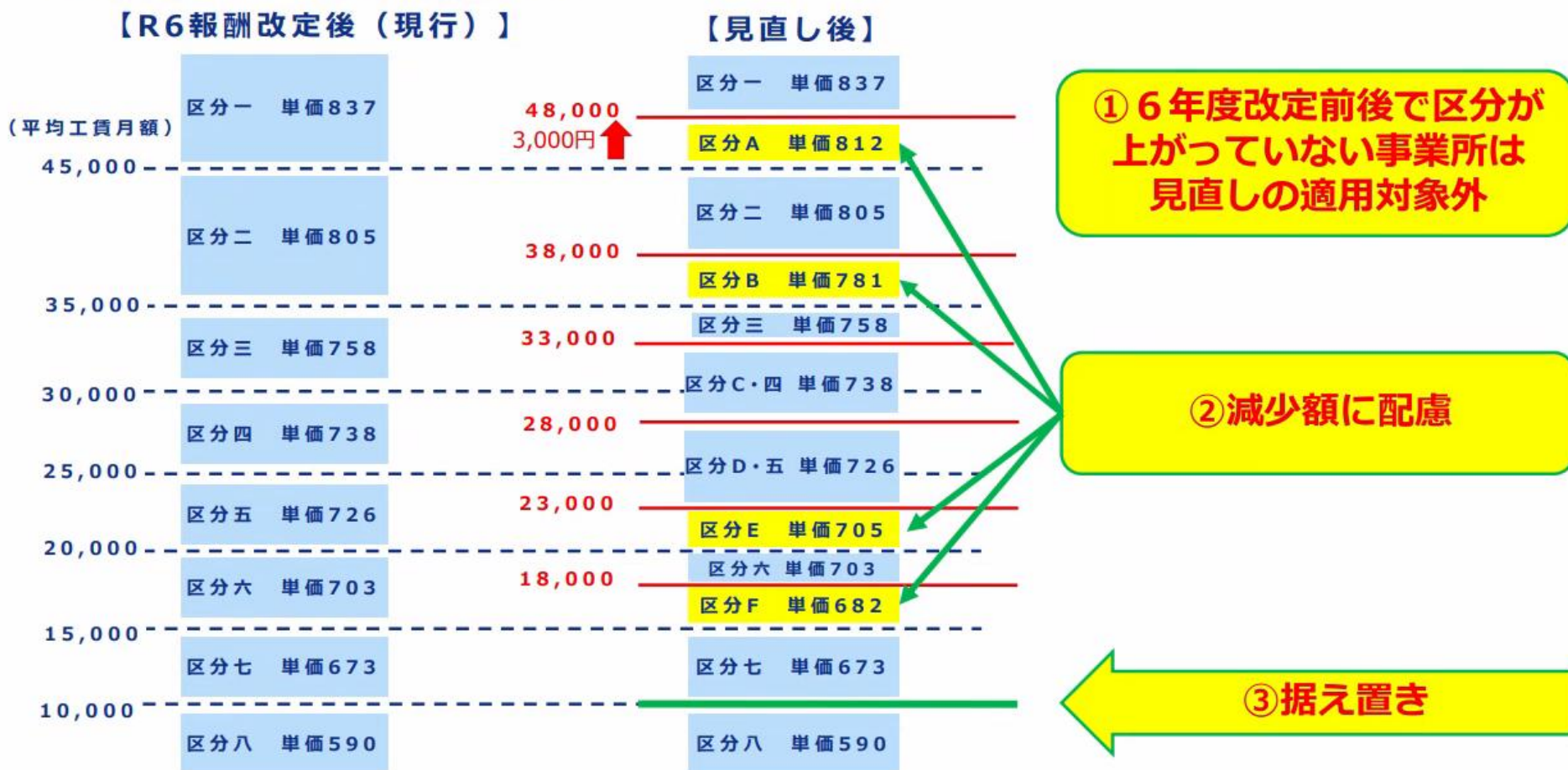
年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

(参考) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて (イメージ)

- 見直しにあたっては、報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、
 - ① 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外
 - ② 見直しにより区分が下がる場合についても基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設
 - ③ 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く
配慮措置を講ずる。

※人員配置基準 6 : 1、定員20名以下の場合



就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて ＜見直しの対象外となる場合①＞

① 令和5年4月以前に指定を受けた事業所

令和5年4月以前に指定を受けた事業所は、「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。

① 令和5年4月以前に指定を受けた場合

	令和4年度			令和5年度												令和6年度												令和7年度													
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月													
パターンA				経過措置期間(区分八)												支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(旧式)に基づく区分※												R5平均工賃(新式)												R6平均工賃(新式)	
指定																																									
パターンB																▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する																									
指定																												R5平均工賃(新式)												R6平均工賃(新式)	
																▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する																									

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて ＜見直しの対象外となる場合②＞

②令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所

指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。

(経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない(区分八)場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。)



※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて 〈見直しの対象外となる場合③〉

②令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所

指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。

(経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない(区分八)場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。)



※1 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

※2 令和6年4月以降に指定を受けた場合、見直しの対象となる。

■令和8年4・5月分の基本報酬区分

基本報酬区分の変更	提出期限	提出書類
R7工賃実績等に伴う変更 あり	R8.4.15	体制様式（届出書・総括表・別紙40）
R7工賃実績等に伴う変更 なし	-	-

■令和8年6月以降分の基本報酬区分

①令和6年3月以前に指定を受けた事業所のうち、令和6年度改定前後で区分が上がっている事業所

令和6年4月以降に指定を受けた事業所

R8年4・5月の基本報酬区分	R8年6月以降の基本報酬区分	届出の有無	提出期限	提出書類
(九) なし（経過措置対象）	(九) なし（経過措置対象）	届出不要	-	-
(八) 1万円未満	(八) 1万円未満			
(七) 1万円以上1万5千円未満	(七) 1万円以上 1万5千円未満			
(六) 1万5千円以上2万円未満	(F) 1万5千円以上 1万8千円未満	届出必要	R8.6.15	体制様式 (届出書・総括表・別紙40)
	(六) 1万8千円以上 2万円未満			
(五) 2万円以上2万5千円未満	(E) 2万円以上 2万3千円未満			
	(五) 2万3千円以上 2万5千円未満			
(四) 2万5千円以上3万円未満	(D) 2万5千円以上 2万8千円未満			
	(四) 2万8千円以上 3万円未満			
(三) 3万円以上3万5千円未満	(C) 3万円以上 3万3千円未満			
	(三) 3万3千円以上 3万5千円未満			
(二) 3万5千円以上4万円未満	(B) 3万5千円以上 3万8千円未満			
	(二) 3万8千円以上 4万5千円未満			
(一) 4万5千円以上	(A) 4万5千円以上 4万8千円未満			
	(一) 4万8千円以上			

②令和6年3月以前に指定を受けた事業所のうち、令和6年度改定前後で区分が変わらない又は下がっている事業所

指定日	提出期限	提出書類
R5年4月以前に指定を受けた事業所	R8.6.15	R6.3月とR6.4月を比較し、基本報酬区分が変わらない又は下がっていることが分かる書類
R5年5月からR6年3月までに指定を受けた事業所		経過措置期間の最終月とその直後の基本報酬区分を比較し、変わらない又は下がっていることが分かる書類

「変わらない又は下がっていることが分かる書類」の具体例については、現在国に確認中であり、回答があり次第、別途お知らせします。

4. 応急的な報酬単価の特例



2(3) 応急的な報酬単価の特例

概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 対象サービス
就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス
※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス
- 対象事業所
令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)
※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい
※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い
- 応急的な報酬単価
対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。

2(3) 応急的な報酬単価の特例(就労継続支援B型)

単位数

- 所定単位数の1000分の984に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害者への配慮>

- ・ 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型))

単位数

- 所定単位数の1000分の972に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害者への配慮>

- 重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算、医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(児童発達支援)

単位数

- 所定単位数の1000分の988に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害児等への配慮>

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・ 基本報酬医療的ケア区分(1~3)、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算(I)(II)、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(放課後等デイサービス)

単位数

- 所定単位数の1000分の982に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害児等への配慮>

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・ 基本報酬医療的ケア区分(1~3)、強度行動障害児支援加算(I)(II)、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

算定要件等（配慮措置）

○ 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

＜地域への配慮＞

- 離島・中山間地域（特別地域加算の対象地域）にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

○ 特別地域加算の対象地域

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

※ 「厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」(平成21年厚労告第176号)、「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」(平24厚労告第233号)に該当する地域

厚生労働大臣・子ども家庭庁長官が定める地域

圏域	市町村名	特別豪雪地帯	辺地	振興山村	特定農山村	過疎
岐阜	山県市		○ ※	○	○ ※	○ ※
	瑞穂市				○ ※	
	本巣市		○ ※	○	○ ※	○ ※
西濃	大垣市		○ ※	○	○ ※	
	海津市				○ ※	○ ※
	垂井町				○ ※	
	関ヶ原町			○	○	○
	揖斐川町	○ ※	○ ※	○	○ ※	○
中濃	関市		○ ※	○	○ ※	○ ※
	美濃市		○ ※		○	
	郡上市		○ ※	○	○	○
	美濃加茂市				○ ※	
	可児市		○ ※			
	川辺町				○ ※	
	七宗町			○	○	○
	八百津町		○ ※	○	○	○
	白川町		○ ※	○	○	○
	東白川村			○	○	○
	御嵩町		○ ※			

厚生労働大臣・こども家庭庁長官が定める地域

圏域	市町村名	特別豪雪地帯	辺地	振興山村	特定農山村	過疎
東濃	多治見市		○ ※			
	瑞浪市		○ ※		○	
	土岐市		○ ※			
	中津川市		○ ※	○	○ ※	○ ※
	恵那市		○ ※	○	○ ※	○ ※
飛騨	高山市	○ ※	○ ※	○	○ ※	○ ※
	飛騨市	○ ※	○ ※	○	○	○
	下呂市		○ ※	○	○	○
	白川村	○	○ ※		○	○

※は、市町村区域内の一部区域（詳細は「岐阜県地域便覧」を参照）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1434.html>

重度障害児者への配慮(応急的な報酬単価の適用対象外)について

対象サービス	就労継続支援 B 型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス ※共生型サービス・基準該当サービスを除く	
事業所全体が適用対象外となる加算・基本報酬 ※	就労継続支援 B 型	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ） 高次脳機能障害者支援体制加算
	共同生活援助	
	児童発達支援	主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬
	放課後等デイサービス	
利用者単位で適用対象外となる加算・基本報酬 ※	就労継続支援 B 型	医療連携体制加算（Ⅳ）
	共同生活援助	重度障害者支援体制加算（Ⅰ・Ⅱ） 医療的ケア対応支援加算 医療連携体制加算
	児童発達支援	医療的ケア区分による基本報酬（医療的ケア区分 1～3） 強度行動障害児支援加算（Ⅰ・Ⅱ）
	放課後等デイサービス	人工内耳装用児支援加算 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

※ 適用対象外となる加算・基本報酬を 1 日以上算定している場合に、当該算定月の報酬単価について、応急的な報酬単価の適用対象外となる。

